

## 1 か月児健康診査受診票兼結果票について

母子健康手帳交付時等に「1か月児健康診査受診票兼結果票」(補助券1枚・水色の紙)をお渡ししています。これは、乳児の住民票が美濃加茂市にあり、医療機関で1か月児健康診査を受診される場合にお使いいただくものです。1か月児健康診査時に医療機関に提出していただくと、指定する健康診査について6,000円を上限として検査費用の助成を受けることができます。6,000円を超えた費用は自己負担となります。

注)助産所の場合は、医師が実施した健康診査が費用助成の対象です。

- ◎受診票は必ず持参し、医療機関の窓口に提出してください。
- ◎美濃加茂市を転出されますと、この受診票は無効になります。  
転出先の市町村保健センター等で交換してください。
- ◎岐阜県外の医療機関で1か月児健康診査を受けた場合は、医療機関で一時立替払いをしてください。



受診後6か月以内に健康課窓口申請書と必要書類(母子健康手帳、1か月児健康診査受診票兼結果票(結果が記載された受診票)、領収書(原本)、明細書、振込先がわかるもの『通帳など』)を持参して、申請してください。市で定めた費用を助成します。

(岐阜県内でも立替払の医療機関がありますので健診を受ける医療機関に確認してください)

美濃加茂市健康課 母子保健係(保健センター) TEL(0574)25-4145